

第47回 北見市都市計画審議会議事録

開催日時：令和2年1月27日（月）午前10時

開催場所：北見市役所 桜町仮庁舎 入札室

議 題：

【報告事項】

1. 北見市都市計画マスタープランについて
2. 北見市緑の基本計画について
3. 北見都市計画区域及び留辺蘂都市計画区域の整備、
開発及び保全の方針の見直しについて（北海道決定）
4. 北見都市計画区域区分の見直しについて（北海道決定）

【事前協議事項】

1. 北見都市計画用途地域等の見直しについて（北見市決定）
2. 北見都市計画下水道の見直しについて（北見市決定）

出席委員氏名：

三上 修一	会 長	菊池 豪一	委 員	齋藤 昭利	委 員	伊藤徳三郎	委 員
大倉 美鶴	委 員	鎌口 幹雄	委 員	吉田 聰	委 員	牧野 俊樹	委 員
岩崎ヒロ子	委 員	三浦 孝一	委 員	吉次 頼子	委 員		

欠席委員氏名：

小原 光一	副会長	白川美津子	委 員	古田亜由美	委 員
-------	-----	-------	-----	-------	-----

<p>事務局</p>	<p>[開始]</p> <p>定刻前ではございますが、皆さまお揃いですので第47回北見市都市計画審議会を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様におかれましてはお忙しい中、ご出席を賜りお礼申し上げます。</p> <p>最初に、事務局よりご報告がございます。</p> <p>昨年6月より当審議会委員を務めていただいております、鑓水 欽三委員が10月2日にお亡くなりになりました。ご冥福をお祈り申し上げます。</p> <p>このため、残任期間につきましては、伊藤 徳三郎委員にご就任いただいております。よろしくお願い致します。</p> <p>現在、出席頂いております委員は11名でございます。</p> <p>北見市都市計画審議会条例第6条第2項の規定を充足しておりますので、本日の審議会が成立してまいりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、小原委員、白川委員、古田委員、につきましては都合が悪く欠席する旨の連絡を受けております。</p> <p>それでは、都市建設部長よりご挨拶申し上げます。</p>
<p>都市建設部長</p>	<p>おはようございます。</p> <p>開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>先ほど、事務局より、報告がありましたように、昨年、鑓水 欽三委員が、お亡くなりになりました。</p> <p>まだまだたくさんのご意見をいただきたいと思っておりますけれども、このようなことになってしまいました。謹んでお悔やみを申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。</p> <p>さて、委員の皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>伊藤委員につきましては、都市計画審議会委員の就任を快くお引き受けいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。</p> <p>本日の議題は、報告事項としまして、前回の審議会でご報告させていただきました「北見市都市計画マスタープラン」及び「北見市緑の基本計画」の原案がまとまりましたので、ご報告をさせていただきます。</p> <p>また、北見都市計画区域・留辺蘂都市計画区域の整備・開発・保全の方針及び、北見都市計画区域区分については、北海道が定めるものとなっております。素案につきましては、各市町が作成することとなっておりますので、ご報告させていただきます。</p>

都市建設部長	<p>事前協議事項といたしまして、北見市が都市計画変更を行う、北見都市計画用途地域等及び、北見都市計画下水道につきましては、北見都市計画区域区分の変更に伴い、都市計画変更を行うものであります。</p> <p>委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げますとともに、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>この後の進行につきましては、北見市都市計画審議会条例第6条第3項に基づきまして、三上会長にお願いいたします。</p>
三上会長	<p>まず、議題に入る前に、先ほどより、お話がありましたとおり、10月2日に鑓水委員がご逝去されたということで、非常に残念でございます。哀悼の意を表しますとともに、ご冥福をお祈り申し上げたいと思います。</p> <p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>本日の議題は次第にありますとおり、報告事項としまして4件、事前協議としまして2件でございます。</p> <p>報告事項1、都市計画マスタープランは、前回の審議会でも中間報告を受け、その後、原案がまとまったということで、今日はその内容について報告を受けたいと思います。それでは事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告事項1、北見市都市計画マスタープランにつきましては、昨年6月に、当審議会において、北見市の現状と課題などの中間報告をさせていただきました。その後、原案を作成しましたので、皆様からご意見を伺いたいと考えております。</p> <p>今後、パブリックコメントを行いまして、今年度中の策定を予定しております。</p> <p>それでは、詳細につきまして、担当係長から説明致します。</p>
事務局	<p>それでは、北見市都市計画マスタープランにつきまして、別冊資料1をもとにご説明させていただきます。</p> <p>前回の都市計画審議会でも、全体構想の「都市づくりの理念・目標」までご報告させていただきました。</p> <p>その後「分野別構想」「地域別構想」「原案」について、策定委員会などでの議論を経て取りまとめましたので、ご報告させていただきます。</p> <p>別冊資料1、39ページをお開きください。</p>

事務局	<p>38ページまでにつきましては、前回説明させていただきましたので、割愛させていただきます。</p> <p>将来都市構造の基本的な考え方につきましては、人口減少が進み、税収の減少など、北見市の行政運営が厳しくなることが想定されており、これまで以上に都市経営を意識した都市づくりがもとめられます。そのため、拠点を中心としたコンパクトな市街地形成を進め、拠点を結ぶ交通ネットワークの整備により、多核連携型の都市構造を目指すこととしております。</p> <p>41ページには、将来都市構造の前計画と、新計画の比較を示しております。</p> <p>新計画は、拠点間の交通ネットワークの強化や、公共交通の充実を図ることで、これまで以上にコンパクトな都市構造を目指すこととしております。</p> <p>42ページをご覧ください。</p> <p>将来都市構造図となっております。市街地内に拠点を配置し、交通ネットワークでつなぐ考え方を図で示しております。</p> <p>44ページをお開きください。</p> <p>第3章、分野別構想につきましては、土地利用、道路・交通体系、都市環境、都市防災の4つの分野についてそれぞれ方針を定めております。</p> <p>土地利用につきましては、多核連携型のコンパクトな都市構造に合わせた土地利用を図ることとして、3つの基本方針を掲げております。</p> <p>1つ目の基本方針「拠点を中心とした利便性の高い市街地の形成」につきましては、将来にわたって暮らしやすい持続可能な都市づくりを目指すため、各種都市機能が集積した中心都市拠点や、日常生活を支える地域生活拠点など、6つの拠点を配置することとしております。</p> <p>47ページをお開きください。</p> <p>2つ目の基本方針、「地域特性を活かした都市づくり」につきましては、それぞれの自治区における、土地利用規制などについて記載しております。</p> <p>48ページには、3つ目の基本方針「中心市街地の高度利用や、市街地内の低・未利用地の有効活用」につきましては、市街地再開発事業による中心市街地の活性化や、空家・空地の有効活用を進めること、などとしております。</p> <p>49ページをお開きください。</p> <p>道路・交通体系の基本方針につきましては、必要な道路・交通体系の整備を図ることとして3つの方針を掲げております。</p> <p>1つ目の基本方針「地域の連携を支える交通体系づくり」につきましては、高規格道路の整備促進や、自治区間、近隣自治体との連携を支えるネ</p>
-----	---

事務局	<p>ネットワーク形成を図ること、などとしております。</p> <p>51ページをお開きください。</p> <p>2つ目の基本方針「都市の魅力や活力を向上させる道路交通網の整備」につきましては、市街地内の道路交通網の整備と見直しの促進、自治区別の道路・交通体系については、それぞれの自治区における道路・交通体系の方針を示しております。</p> <p>55ページをお開きください。</p> <p>3つ目の基本方針「安全・安心で快適に移動できる交通環境の確保」につきましては、ユニバーサルデザインの適用や、移動環境の充実として、自治区間ネットワークの強化や公共交通の維持、除雪体制の維持・確保を図ること、などとしております。</p> <p>56ページの都市環境の基本方針につきましては、豊かな自然と市街地が共存した都市環境を保全することとし、4つの方針を掲げております。</p> <p>1つ目の基本方針「自然環境保全の推進」57ページには、2つ目の基本方針「公園緑地の保全と適切な維持管理」58ページには、3つ目の基本方針「景観形成の推進」60ページには、4つ目の基本方針「都市環境施設などの保全と取り組み」としてしております。</p> <p>61ページをお開きください。</p> <p>都市防災の基本方針につきましては、都市防災に関する取り組みと防災意識の醸成を図ることとして、2つの方針を掲げております。</p> <p>1つ目の基本方針「災害に強い都市づくりの推進」62ページには、2つ目の基本方針「地域による防災・減災への取り組み」としてしております。</p> <p>63ページをお開きください。</p> <p>第4章、地域別構想につきましては、それぞれの自治区において土地利用、道路交通体系、都市環境、都市防災についての方針を定めております。</p> <p>それぞれの自治区が目指す方向性については、第2期北見市総合計画の目指す方向性を継承しており、北見自治区は「オホーツクの中核都市としての魅力と機能があるまち」とし、64ページには、土地利用の方針として、中核都市としての都市機能の充実や生活利便性の維持、商業、業務機能の集積を図ること、などとしております。</p> <p>69ページをお開きください。</p> <p>北見自治区の方針図を示しており、具体的に取り組む内容について記載しております。</p> <p>とん田通や青葉通の整備、小石川などの治水対策の促進、市街地においては、電線類地中化の推進、再開発事業などによる中心市街地の活性化などを位置づけております。</p> <p>72ページをお開きください。</p> <p>端野自治区が目指す方向性につきましては「田園風景に暮らしが調和し</p>
-----	--

事務局	<p>たまち」とし、生活利便性や地域コミュニティの維持や田園環境と調和した住環境の保全を図ること、などとしております。</p> <p>74ページをお開きください。</p> <p>端野自治区の方針図として、高規格道路の整備や高規格道路へのアクセス道路の整備促進などを位置づけております。</p> <p>75ページをお開きください。</p> <p>常呂自治区が目指す方向性につきましては「海と大地スポーツによる交流あふれるまち」とし、生活利便性や地域コミュニティの維持、ワッカ原生花園などの観光・交流拠点の機能充実を図り交流人口の拡大に努めること、などとしております。</p> <p>77ページをお開きください。</p> <p>常呂自治区の方針図として、観光・交流拠点の整備・保全、河川防災対策の推進などを位置づけております。</p> <p>78ページの、留辺蘂自治区が目指す方向性につきましては「木・湯・人のぬくもりを感じるまち」とし、地場産の木材などの流通充実や、おんねゆ温泉、山の水族館の機能充実を図り、交流人口の拡大に努めること、などとしております。</p> <p>81ページをお開きください。</p> <p>留辺蘂自治区の方針図として、工業施設が集積する産業・流通拠点の形成や、観光・交流拠点の整備・保全に努めることなどを位置づけております。</p> <p>82ページには、第5章、計画の実現に向けた取り組みについて、大きく4つ掲げております。</p> <p>1つ目の、基本的な考え方につきましては、これからの都市づくりにおいては、市民や事業者と行政が将来都市像や、都市づくりの方針を共有し、官民連携の取り組みを進めていくこととしております。</p> <p>2つ目の、市民主体の協働のまちづくりにつきましては、今後の多様化・複雑化する地域課題に対応するため、さらなる協働の取り組みを進めることとしております。</p> <p>83ページをお開きください。</p> <p>都市づくりの課題などを市民と共有するため、都市づくりに関わる情報提供、都市づくりを担う活動主体の支援として、都市づくり活動主体の育成、様々な段階での市民参画を進めるため、協働の場の確保としております。</p> <p>84ページの、3つ目、行政の総合的な取り組みにつきましては、協働への取り組みへの支援として、地域住民などの主体的な取り組みを行政が支援し、協働によるまちづくりの取り組みを推進します。</p> <p>庁内の推進体制の充実につきましては、計画を効果的・効率的に推進し</p>
-----	--

事務局	<p>ていくために、庁内の関係部署と調整を行いながら事業の推進に努め、関係機関においても連携を図っていきます。</p> <p>立地適正化計画策定の推進につきましては、多核連携型の都市づくりを進めるため、立地適正化計画の制度活用を検討し、取り組みを進めることとし、地域公共交通網形成計画についても、都市づくりと連携した交通ネットワークの構築に向けた取り組みを進めることとしております。</p> <p>85ページをお開きください。</p> <p>4つ目、計画の進行管理につきましては、PDCAサイクルによる進行管理と、今後も上位計画の見直しや、社会情勢の変化に応じて、適切に都市計画マスタープランの見直しを行っていくこととしております。</p> <p>以上で都市計画マスタープランの説明を終わらせていただきます。</p>
三上会長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、何かご質問などあればお伺いいたします。</p>
鎌口委員	<p>3ページに関して、これから20年間を見据えて都市計画マスタープランを作っていくとすると、北見市が合併したのに都市計画法の運用の仕方が、北見自治区、留辺蘂自治区、端野自治区、常呂自治区でそれぞれ分かれているのが理解できません。日本の都市計画法の運用の仕方の中で実施するべきだと思うのですが、なぜ、これから20年も先を見据えているのにこのようなやり方をするのか理解できないので、お伺いしたいです。</p> <p>私は、一体でやっていくべきだと思います。</p>
三上会長	<p>上位の法律に基づいて北見市として策定を実施すると思いますけど、事務局からご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それぞれの自治区の都市計画法における運用についてでありませんが、3ページに記載してある通り、北見自治区では線引きの都市計画区域、留辺蘂自治区では非線引きの都市計画区域、端野自治区では準都市計画区域、常呂自治区では都市計画の指定なしとなっているのですが、合併前するまで、それぞれの経緯がございまして、都市計画区域の指定については、北見自治区でいえば、平成6年に線引きを実施し、留辺蘂自治区でいえば、昭和30年ごろの人口がピークであった頃に都市計画区域を指定している経緯がございまして。</p> <p>今後これを一体化していくことについては、それぞれの都市計画区域において北海道が方針を定めまして、都市計画区域の指定をしているので、すべてを一体化するのは非常に難しいと考えております。</p>

事務局	<p>平成22年、前回の都市計画マスタープランを策定するまで、端野自治区に関しては、都市計画の指定をしていなかったのですが、都市計画マスタープランの中において、土地利用の規制を図ることが必要であるという議論がありまして、北見自治区と隣接しているものの、人口密度などの条件がありまして、ひとつの都市計画区域として偏入できなかったことから、土地利用の規制の方法として準都市計画区域を指定した形となっております。</p> <p>常呂自治区についても、都市計画区域の指定においては、人口や産業の状況など要件が合致していない状況であり、それぞれ自治区で別々の都市計画の運用となっておりますが、今後の一体化は難しいことから、今後も4つの自治区それぞれの枠組み中でまちづくりを進めていくことと考えております。</p>
鎌口委員	<p>法律上できないということですか。それとも、ただ運用が難しいということですか。</p>
三上会長	<p>今話を聞く感じだと運用が難しいという感じに感じたのですが、実際のところどうですか。</p>
事務局	<p>都市計画マスタープランというのは、都市計画区域内の基本方針を都市計画法に基づく都市計画マスタープランで定めるということとなっております。今、都市計画区域を持っているのは、北見自治区、留辺蘂自治区、それに端野自治区は準都市計画区域を持っていますが、それぞれ運用の仕方に違いがありますので、全部の自治区で都市計画事業を行うことができる位置づけではないので、運用が難しいと考えております。</p>
鎌口委員	<p>一市民として思うことは、北見市がひとつになって約10年経ち、これから20年先見据えてやるのであれば、ひとつのまちの中にいろんなやり方があるのではなく、ひとつの北見市としてまちづくりを進めていくのが本来の姿だと思います。</p> <p>同じ制度の中でひとつのまちづくりを進めていただきたいと思いません。</p>
三上会長	<p>私の考えは、これまでの歴史の中で、都市計画が作られていき、まちの発展を進めてきた中で、これから先を考えると、北見市全体としてコンパクトシティという中で、各自治区がコンパクトなまちを形成して、ネットワークをうまく北見市という形の中で作り上げたいという意図だと思います。</p>

三上会長	<p>そういうマスタープランというのは、今後の地方都市が維持して発展していく流れの中では有効な手段だと思ふし、いい提案だと思います。</p> <p>今回苦労してマスタープランを策定されたという意図の中では私としては尊重してもいいのかなと思ふますが、委員はどうですか。</p>
鎌口委員	<p>今、会長がおっしゃったように相当な努力をして作っていると思ふますし、こういう利用の仕方に反対していませんし、内容についてはご了承いたしますけど、法律の運用という部分で解せないなということで申し上げさせていただきました。</p>
三上会長	<p>この話は意見として尊重させていただくことは可能ですか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
三上会長	<p>これだけ大きな面積を持った北見市という地域を人口減少化の中でどのような形でまちの形というのを維持していくのが大きな課題だと思います。その中でも各自治区の特徴は活かしていきたいが、どうしても車というネットワークに頼っていて、高齢化と車社会の問題があります。それを少しずつ解決するような方法を取り入れた公共交通機関を構築するようなネットワークというのは、このマスタープランでも提案されていると思ふます。そういう意味では、ネットワークをうまく活用できると、この目標にそった都市開発、都市計画が進めていけるのかなと思ふます。</p> <p>常呂自治区、留辺蘂自治区、端野自治区が北見自治区という核を持ちつつもそれぞれのまちでの発展を考えていかなければならないというところと、それぞれのまちに対しての北見自治区との交流の起爆剤となるのもネットワークだと思いますので、各自治区をネットワークするといったマスタープランになっていくのではないかと期待していますのでぜひ皆さんからのご意見をいただきたいと思ふます。</p>
岩崎委員	<p>今人口減少など言われておりましたけども、空家対策という問題で、ただ対策といってもほかの地方から人を呼ばないと空家を使うことができないので、もっと北見のアピール発信をして地方から人を呼ぶことが人口減少対策につながると思ふます。</p>
三上会長	<p>今、審議しているマスタープランというのは、目標を長く持っておいでそれに対して今の意見などを取り入れて、議会で予算付けをして実現していくということによろしいですか。</p>

事務局	はい。
三上会長	他に、意見のある方いますか。
三浦委員	電柱を100年かかってもいいので地中化にしてほしいと思います。予算がかかることでありますから、すぐにはできないと思いますが、クリーンな北見市を計画に盛り込んでいただきたいし、新庁舎など人の集まるところを前倒ししてバリアフリー化するなど進めてもらいたいと思います。 計画全体的には、よくまとまっているなと思います。
三上会長	ありがとうございます。 他に意見のある方はいますか。
菊池委員	16ページの棒グラフの色分けが、わかりづらいので、表をもっと大きくしてほしいと思います。 また、策定委員会の主なテーマは人口減少であったり、少子化であったり、まちのコンパクト化だと思っています。ひとつの自治区ごとに特徴を付けて連携をとろうとして、北見自治区と端野自治区は連動しているのですが、常呂自治区と留辺蘂自治区は距離があり、地域の連携という点の打開策があってほしいと思います。 コンパクト化というと一カ所に施設を集中させて、遠い人は公共交通で行くとおっしゃっていましたが、今の高齢化の中では、人口が少なくなった時に都市計画区域の中に過疎化ができてしまうと思います。中心に集めても人がまちに住むことは考えられないと思います。一定の地域の中に一定の生活に対する条件作りをしていただかないと、暮らしていけないと思います。その点で交通というのも一定の区域の中で生活するには、この程度の公共交通が必要などのイメージを示していただかないとコンパクト化に賛成していいのかわからないので、どのように考えていますか。 空家対策の問題について、危険な建物になっていても壊せないという税制の問題があると思います。壊してしまうと固定資産税が上がってしまうので、壊すことにためらう現状なので、税制についてどうなっているか教えてほしいと思います。
事務局	コンパクト化については、今人口が減ってきて、世帯数も減っているという現状で、コンパクト化は必要だと策定委員会でも言われていました、大きな問題はインフラの問題であるという意見がありました。道路・

事務局	<p>下水道・水道などは、維持するが大変になるということで、コンパクトを進めていく必要があるという意見がでました。コンパクト化していく中で各自治区との連携であります。今、地域公共網交通計画を策定しております。その中で、地域間の連携というものの計画を作っていくのですけれども、公共交通だけでなく、ハード面でいえば、道路の整備などを強化して各自治区間でも安全に通行できるような交通網の形成をマスタープランの中では位置付けてあります。</p> <p>空家対策の、税制面につきましては、今現在資料を持ちあわせていませんので、お調べしまして、何かしらの形でお知らせしたいと思っております。</p>
三上会長	<p>税制の問題は議会でも、議論はされているのですか。</p>
斎藤委員	<p>土地を空地のまま利用されない状態を解消していくため、土地を有効利用する際に、建物を建てると固定資産税が1/6に低減できますが、建物を壊してしまうと固定資産税が元の6倍に戻ってしまいます。それは基本的に都市計画も同じですが、右肩上がりに人口が増えて産業が大きくなる中で、秩序ある開発と環境の保全が必要ということで都市計画がスタートしました。今初めて、人口減少に向かう中での計画というのは、どこの自治体も手探りで正解だというのが無いわけです。空家対策も同じですが、北見自治区以外の3自治区はすでに昭和40年代から人口減少が続き、いろいろな手を進めてきたのですが、永住人口が増えないという考えもあります。</p> <p>雑駁ではありますが、空家対策の中で税制については、説明されています。</p>
三上会長	<p>空家対策の税制問題は、マスタープランの中で課題があげられているので進めていく必要があります。市民の意見なども聞いて進めていかないと都市計画を阻害していくものでもあります。</p> <p>他に質問はございますか。</p> <p>他に質問が無いようですので、策定に向けて、必要な手続きを進めていただければと思います。</p> <p>次に、報告事項2、北見市緑の基本計画につきましても、前回の審議会で中間報告を受け、その後、原案がまとまったということで、今日はその内容について報告を受けたいと思います。それでは事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告事項2、北見市緑の基本計画につきましても、昨年6月に、中間</p>

事務局	<p>報告をさせていただきました。その後、原案を作成しましたので、皆様からご意見を伺いたいと考えております。</p> <p>今後、パブリックコメントを行いまして、今年度中の策定を予定しております。</p> <p>それでは、詳細につきまして、担当係長から説明致します。</p>
事務局	<p>それでは緑の基本計画につきまして、資料を基にご説明させていただきます。</p> <p>別冊資料2 緑の基本計画原案をご覧ください。</p> <p>4 1 ページまでは中間報告の際にご説明させていただきましたので割愛させていただきます。</p> <p>『緑をいかし、まもり、そだてる市民協働のまちづくり』という目標に沿って基本方針を達成するための緑の施策として、表の右側にあります4つの基本方針に16の施策を設定し一覧にしております。</p> <p>4 4 ページをお開きください。</p> <p>基本方針1～多世代で憩える緑のまちづくりでは「多世代で憩え楽しめる公園緑地保全」につきましては、公園や公園施設の更新を行い、利用促進を図るものとし、主な取り組みとして「市民交流や地域間交流のイベントなどによる利活用の活性化」などとしております。</p> <p>4 5 ページの「地域に親しまれる公共施設の緑化推進」につきましては、学校などの教育施設は、環境学習の空間として施設緑化を進めることとし、主な取り組みとして「学校や公共施設の緑化推進」などとしております。</p> <p>4 6 ページ、4 7 ページには</p> <p>「水辺の空間を活かしたレクリエーション空間の保全」「地域の歴史、産業、自然特性を活かした公園の保全と利用」について、緑の施策を掲載しております。</p> <p>4 9 ページをお開きください。</p> <p>基本方針2～多様なニーズに対応した緑のまちづくりでは、「安全・安心な公園緑地づくりと有効活用」につきましては、公園緑地は、安全・安心に配慮した施設の改修及び改善を進めることとし、主な取り組みとして「公園施設の安全点検」などとしております。</p> <p>5 0 ページ、5 1 ページには</p> <p>「防災に配慮した公園緑地づくり」「公園緑地、公園施設の再編、見直し」について、緑の施策を掲載しております。</p> <p>5 3 ページをお開きください。</p> <p>基本方針3～緑を保全し次世代に引き継ぐ緑のまちづくりでは「美しい山並み、清らかな河川環境の保全」につきましては、森林法などの法</p>

事務局	<p>令による地域制緑地の継続など、美しい山並みのある景観づくりを進めることとし、主な取り組みとしては、既存地形や自然植生の保全などとしております。</p> <p>54ページから57ページには</p> <p>「市街地を取り囲む田園空間の保全」「災害に強い緑のまちづくり」「街路樹、街路花壇の適切な維持管理」「関係機関、関係部署との一体的な取り組み」について、緑の施策を掲載しております。</p> <p>59ページをお開きください。</p> <p>基本方針4～市民協働による魅力ある緑のまちづくりでは「市民参加、協働による緑と花づくり」につきましましては、市民との協働による身近な緑づくりを進めることとし、主な取り組みとして「沿道緑化や市民植樹祭など、市民参加による緑のまちづくりの推進」などとしております。</p> <p>60ページから62ページには、</p> <p>「市民、事業者、行政との協働による公園管理、運営の推進」「緑に関する情報発信と環境学習の促進」「市民や団体の緑化活動への支援」について緑の施策を掲載しております。</p> <p>最後に63ページからの、第4章『実現に向けて』につきましましては、</p> <p>1. 機能別方針としまして、市街地や丘陵地、山地や河川など4自治区におけるそれぞれの環境をもとに、環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統の4つの系統について方針を示し、緑の施策を実現するために取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>71ページをお開きください。</p> <p>前計画で配置した、自然とのふれあいやレクリエーションの場として重要な地区、市街地開発事業や都市施設の整備が行なわれる地区、緑が少ない地区など緑づくりを推進する重点地区として10箇所を継続し、総合的な緑の施策の推進を図ることとしております。</p> <p>72ページからは、各重点地区の緑づくりの目標、方針などを定めております。</p> <p>82ページをお開きください。</p> <p>3. 緑のまちづくり目標としまして目標年である、20年後の達成状況を評価する指標として、公園緑地の満足度について、総合計画を参考に現状から10%アップの、70%を目標値とし、地域住民等による維持管理公園数につきましましては、現状の105箇所から、公園の統廃合などにより地域住民に維持管理していただいている公園数の減少も考えられますが、地域住民に協力をいただき105箇所以上を目標としております。</p> <p>街路花壇や公共施設花壇等への植栽を実施する町内会や各種団体数につきましましては、現状の158団体以上を目標としております。</p>
-----	--

事務局	<p>83ページ、84ページでは4. 今後の展開としまして市民主体の協働のまちづくりとの連動を図り、適切な維持管理の推進と公園の再編、統廃合をすすめ、PDCAサイクルによる進行管理を行いながら、施策を実施してまいりたいと考えております。</p> <p>以上で、緑の基本計画の説明を終わらせていただきます。</p>
三上会長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問などがあればお伺いいたします。</p>
斎藤委員	<p>84ページのP (Plan) [計画策定] D (Do) [計画の実行] C (Check) [成果の点検・評価] A (Action) [改善] についてですが、どのくらいの年度サイクルで実施するのですか。目標として書かれているのは82ページに令和21年度（2039年度）の目標しか書かれていないのですが、これは令和21年度（2039年度）が終わってからC (Check)・A (Action)に入っていくのか。それとも、進行管理として、何年度にはここまでと具体的な進行管理をする目標は別に持っているのか。確認させていただきたいと思います。</p>
三上会長	<p>計画を実現させていくために必要なPDCAサイクルということですので、基本的な考え方を含めて説明させていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>PDCAサイクルにつきましては、前回の緑の基本計画策定から目標年は20年で、10年後の見直しを今現在進めておまして、その間PDCAサイクルの検証を行って現在新しい緑の基本計画を策定したところでございます。今後についても緑の基本計画は20年後を目標としていますけれども、社会情勢の変化や上位計画の見直し等に基づきまして緑の基本計画も見直しをしていかななくてはならない時期が来ると思いますので、その時にPDCAサイクルの検証を行いながら計画を策定してまいりたいと思っております。</p>
斎藤委員	<p>今の説明は、緑の基本計画そのもののPDCAですよね。82ページに公園緑地の満足度が現状64%から70%にする場合に、例えば1年ごとに毎年チェックしていくのか、3年ごとなのか、そうしないと結局はその年になって70%に達したか、達してないか結果論の話になってしまうのではないのでしょうか。</p>
三上会長	<p>今の質問になにか付け足してございますか。</p>

事務局	<p>このアンケート調査は10年に一回、今回の都市計画マスタープランの見直しの時に市民の方からアンケートを取りまして、実施したものでありますが、その他に行政評価などでも検証を行いながら進めてまいりたいと思っております。アンケート調査だけで考えれば10年に一回しか検証する機会がないのですが、今後は行政評価等の手法を用いながら進めてまいりたいと思っております。</p>
斎藤委員	<p>行政評価では、アンケート調査してないのではないのでしょうか。</p>
三上会長	<p>関連して私からも、PDCAのP(Plan)は今緑の基本計画を策定していて、それをD(Do)実行するところと、C(Check)評価するところと、A(Action)改善するという流れがあって、初めて実施できるという考え方なので、PDCAの基本的な考えを整理して説明してください。</p>
事務局	<p>緑の基本計画と都市計画マスタープランは20年間の計画としておりまして、中間年の10年目で見直しの基本となっております。しかし、上位計画の見直し、社会情勢の変化などにより、必要な場合は10年に満たない期間でも見直しする場合がありますと考えております。その場合、前計画を検証した上で新しい計画にしていきたいと考えておりますので、PDCAサイクルに基づいて、前計画の検証を行い、新しい計画に反映させていき、実行に移していくという流れの中で、今回も10年に1回の見直しの時に、都市計画マスタープランのアンケート調査と含めて、アンケートを行っているので、ここに記載されておりますアンケート調査というのは、見直しの時に実施するアンケート調査ということになります。</p>
三上会長	<p>PDCAというのは、アンケートをやるだけで終わりではなくて、緑の基本計画自体をどうPDCAで実現させていくかということを考えるものですので、アンケート結果で計画を見直すだけで今PDCAを考えているのか、緑の基本計画で位置付けた施策をPDCAしながら進めていくという認識だったのですが、10年、20年後に計画書を見直すPDCAなのかこの辺のところを明確にした方がいいと思います。</p>
事務局	<p>緑の基本計画で記載しておりますPDCAというのは、計画を見直すためのPDCAでありまして、計画の中に位置付けた事業ごとの施策を、毎年推進していくにあたってのPDCAとは考えておりません。</p>
三上会長	<p>84ページのPlanの中には、計画の策定に対して、Doの方は、決定・</p>

三上会長	<p>変更・実施まで書いて、それをP D C Aの中で実施したものを Check して Action して Plan の方に反映させていくときに Plan を大きく変えるわけではなくて、計画の中の事業を構成する施策としていろんな要素を見直すという意味も含まれていると思ったのですが、計画を見直すって意味での 10 年の中でのサイクルってことですか。</p> <p>いろいろなものが 10 年経たないと変わらないというふうに聞こえてくるのですがその認識でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>緑の基本計画の大きな見直しは 10 年に 1 回なのですが、それぞれの施策が計画の中に位置づけた目標に向かっていくかの Check についてはその都度しております、計画が達成できるように常に見直しを重ねていくという考えであります。</p>
三上会長	<p>84 ページの Plan の方にも『社会情勢に合わせた緑の基本計画の見直し』と書いてありますが、これは今説明された細かいところの話だと思うので、細かいところを常にやっついていかないと社会情勢に合わせた計画の進行ができないと思います。P D C A については考え方を明確にしてもらえばいいと思います。</p> <p>他に意見のある方いますか。</p>
菊池委員	<p>82 ページの目標がありますが、今後発展していくのか。具体的に、「緑をまもる」で、現状、公園が 105 箇所、「緑をそだてる」で、植栽を実施する団体が 158 団体とありますが、これは今まで増えてきて今の数なのか、減ってきて今の数なのかを教えてください。</p> <p>また、72 ページから各地区の目標が記載されている中で、緑地の利用の推進ではなく、「公園利用の活性化」の推進と記載されていますが、『活性化』という言葉を入れるということは、これまでのような利用ではなく、違う利用を考えようというイメージがあるのですが、『活性化』を入れた理由を教えてください。</p> <p>また、駅前にあったハルニレの木や、とん田公園にあった大きな木を切ってしまいましたが、中心市街地における緑地はどのように進めていくのか教えてください。</p>
事務局	<p>現在、地域住民などによる維持管理公園は 105 箇所ですが、5 年前は 95 箇所でした。住民の方に維持管理の協力をしてもらって 5 年前からは 10 箇所増えている状況です。今後も住民の方々に協力してもらって現状維持、さらには公園の維持管理をしてもらえる箇所数を増やせたらいいと思っております。</p>

事務局	<p>また、『活性化』について、『活性化』といいますと違う利用の方法を。ということで捉えられているとのことでしたが、近年、北海道みどりの基本方針などでは、公園は量より質というようなことが言われていますので、利用していただいている公園をより使いやすいうように、今後もいろいろな機会に使ってもらえるように取り組みを進めていきたいと思っております。</p> <p>中心市街地の緑化については、今現在新しい庁舎を建設しておりますので、その中でも、緑のある外構計画を考えておりますので、今後も緑を増やしていけるような整備を検討しながら進めていきたいと考えております。</p>
三上会長	<p>他に意見のある人はいますか。</p>
斎藤委員	<p>緑の基本計画は北見市の条例にない計画です。北見市の条例では緑化推進条例で緑化推進基本計画を策定するというのが北見市の条例であり、緑の基本計画は北見市の条例に基づく計画ではないので条例改正について議会に提案して議決をいただいたのち、この計画が策定されるということになります。</p> <p>また、都市公園条例に市民一人当たりの公園面積が北見自治区では34㎡、留辺蘂自治区では54㎡と条例に書かれており目標数値となっています。今回、その目標が計画の中に目標として取り上げられていないので、これに関しても、条例改正と整合性がないので、条例改正について議会に提案して議決をいただいたのち、この計画が策定されるということを明確に委員の皆さんにきちんと説明した方がいいと思います。</p>
事務局	<p>北見市緑化推進条例には緑化推進基本計画を定めるということを位置付けられております。平成6年の都市緑地法の改正によりまして、緑のマスタープランと緑化推進計画が合わさって緑の基本計画ということになっております。このため、北見市緑化推進条例を改正する必要がありますので、直近の定例会で緑化推進計画を条例改正したいと考えております。</p> <p>次に、北見市都市公園条例には公園の面積の標準値が記載されてあります。北見自治区では34㎡、留辺蘂自治区では54㎡と定めておりまして、これは前緑の基本計画の策定後に緑の基本計画で記載されておりました目標値を条例改正によって位置付けたものであります。今回の緑の基本計画につきましては公園一人当たりの面積を定めておりませんので、緑の基本計画策定後に条例改正を行って規則などで位置付けるのかなども含めて検討していきたいと考えております。</p>

齋藤委員	本来であれば、条例が改正されたのち、計画が策定されるべきではないですか。計画を策定しておいて、条例と整合性がなかったら条例違反になってしまうので、そこを明確にしてください。
事務局	緑の基本計画につきましては北見市緑化推進条例の、改正が行われてから施行する予定でございます。
三浦委員	確認であります。市の庁舎が今年の9月に完成するのですが、本当に緑の部分はできるのですか。
事務局	今、外構の設計の方が進んでおりまして、何かしらの形で緑が確保される予定となっております。
三上会長	意見もほぼ出尽くしたと思います。まだ、意見ある方がいらっしゃるかもしれませんが、ここで一旦質疑の方は終わらせていただきます。 この後、策定に向けて必要な手続きを進めていってほしいと思います。 次に、報告事項3、北見都市計画区域及び留辺蘂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについては、都道府県が定める都市計画の基本方針となっており、その素案がまとまったということで、報告を受けたいと思います。それでは事務局より説明願います。
事務局	報告事項3、北見都市計画区域及び留辺蘂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針につきましては、都市計画の基本的な方向性を示すものであり、各種の都市計画の内容は、この方針に即したものとなります。 当初、平成16年に策定し、平成23年の第一回の改訂を経て、現在に至っております。 この平成23年に策定した現行の方針では、目標年を令和2年としておりましたが、間もなく目標年を迎えることから、今回定時の見直しをし、社会情勢の変化等を加味して、作成したものであります。 それでは、詳細につきましては、担当係長から説明致します。
事務局	それでは、北見都市計画区域及び留辺蘂都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてご説明致します。 議案1ページをお開きください。 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、略して整開保と呼んでおります。 整開保の概要につきましては、都市計画法第6条の2に基づき、都市

事務局	<p>計画区域全域を対象に都市計画の基本的な方針として、都道府県が定めるものとなっております。</p> <p>北見及び留辺蘂都市計画区域の整開保について、今回は、平成23年に定時見直しを行い、今回は10年ぶりの定時見直しとなっております、社会情勢の変化等を加味して、素案を策定したものであります。</p> <p>都市計画決定の変更手続きとしましては、「整開保」の決定権者は北海道であります、見直し案については、都市の現状・課題をより把握している各市町と北海道が協力のもと作成し、その後、北海道が国などの関連機関と協議調整を経て、都市計画決定を行こととなっております。</p> <p>主な変更内容についてですが、別冊資料3、1ページをお開きください。</p> <p>新旧対象表となっております、左列に新として見直し案、真ん中の列に旧として現計画の内容が記載されております。</p> <p>北見都市計画区域の都市計画区域面積につきましては、1ページ目上段に記載されていますが、都市計画区域の範囲は、現行と変わらないのですが、測量精度の高度化による数値の精査により15,405haから15,390haへ修正しております。また市街化区域につきましては、2ページ下段に記載されており、後ほどご説明いたしますが区域区分の見直しに伴う3,350haから3,345haへ変更しております。</p> <p>また、都市づくりの基本理念につきましては、1ページ中段に記載されていますが、現在策定中の北見市都市計画マスタープランの理念と整合を図り、「地域資源を活かした多核連携型による持続可能な都市の形成～安全・安心に暮らせる市民主体のまちづくり～」と変更しております。</p> <p>次に留辺蘂都市計画について、16ページをお開きください。都市計画区域面積は、16ページ上段に記載されていますが、北見都市計画区域同様の理由により1,029haから1,019haへ変更となっております。</p> <p>また、都市づくりの基本理念につきましても、16ページ中段に記載されていますが、北見都市計画区域と同様に現在策定中の北見市都市計画マスタープランの理念と整合を図り変更しております。</p> <p>その他、社会情勢の変化に伴う修正や、北海道が作成した事務要領に基づき、全道的に統一を図った表現に修正しております。</p> <p>変更理由については新旧対象表の一番右側の列に記載されておりますので、ご参照いただければと思います。</p> <p>議案1ページにお戻りください。</p> <p>今後のスケジュールですが、北海道都市計画審議会、案の縦覧などを経て、再度都市計画審議会へ報告を行い、最終的には令和2年の10月に北海道による決定を予定しているところであります。以上で、整開保の説明を終わらせていただきます。</p>
-----	--

三上会長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問などがあればお伺いいたします。</p>
菊池委員	<p>都市計画区域及び整備、開発及び保全の方針の中の、産業の中で工業出荷額が出ていますが、北見の産業の特色としまして、農業・漁業も書かれていいと思います。そういうものがあって、工業出荷額にも影響が出ていると思いますので、農業・漁業の出荷額の数値の記載について検討してほしいと思います。</p>
事務局	<p>こちらの産業の規模の記載につきまして、整開保事体、北海道の決定という形になっていまして、作成の要領や記載方法につきまして、全道統一が図られている状況であり、農業・漁業の出荷額について記載されない形ですので記載は難しいと考えております。整開保事体が、都市計画区域内の産業や人口の動向を見据えた中での都市計画区域の面積や市街化区域の面積などを決定していくものでございますので、記載については工業出荷額のみ記載になってしまうことをご了承いただければと思います。</p>
菊池委員	<p>できれば農業・漁業も書くように北海道に要望してほしいです。</p>
三上会長	<p>都市計画という考え方でいうと、農業地域は市街地の外にあるという考え方ですので、難しいと思います。</p> <p>他に質問ある方いますか。</p> <p>他に質問が無いようですので、次に、報告事項4、北見都市計画区域区分の見直しについては、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めるもので、都道府県が定めるものとなっており、その素案がまとまったということで、報告を受けたいと思います。それでは事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告事項4、北見都市計画区域区分の見直しにつきましては、市街化区域と市街化調整区域を定める都市計画の変更となります。</p> <p>都市計画法で「市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域」「市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域」とされております。</p> <p>こちらもおおむね10年に一回見直すこととされており、北海道横断自動車道の整備や、ふるさと銀河線の廃線により、区分線を見直したものであります。</p> <p>それでは、詳細につきまして、担当係長から説明致します。</p>

三上会長	<p>いては、関連がありますので、一括して説明を受けたいと思います。これらは先ほど説明のあった区域区分の変更に伴い、都市計画変更が必要となるものであります。今年10月の都市計画決定を予定しており、その事前説明を受けたいと思います。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>事前協議事項1、北見都市計画用途地域等の見直しにつきましては、区域区分の変更に伴い、新たに用途地域を定めるもの、用途地域を外すものであります。</p> <p>今回、事前協議させていただき、案の縦覧、当審議会の本審議を経て、10月に都市計画変更する予定であります。</p> <p>それでは、詳細につきまして、担当の係長から説明致します。</p>
事務局	<p>それでは、北見都市計画用途地域等についてご説明させていただきます。</p> <p>議案9ページをお開きください。</p> <p>用途地域は、都市計画法第8条に基づき、整開保や都市計画マスタープランなどで示される土地利用の方向を踏まえ、住居、商業、工業が適正に配置された良好な市街地形成を図るため定めるものであり、市町村が決定するものであります。</p> <p>変更理由につきましては、先ほど区域区分でもご説明しましたが、道路整備等により市街化区域の境界としていた地形・地物が変わったことなどから、現状に合わせて境界を変更することに伴い、用途地域等の変更を行うものであります。</p> <p>変更箇所につきましては、5箇所ありまして、先ほどご説明した区域区分と同じ箇所となっております。</p> <p>議案4ページにお戻りください。</p> <p>川東地区は区域区分の変更に伴い、市街化調整区域となる箇所の第一種住居地域が約0.5ha減となるものです。</p> <p>5ページ6ページの上ところ地区1と2につきましては市街化調整区域となる箇所の第一種住居地域がそれぞれ約3.2ha、1.6ha減となるものです。</p> <p>7ページの広郷地区1につきましては、市街化調整区域となる箇所の準工業地域が約0.1ha減となるものです。</p> <p>8ページの広郷地区2につきましては、市街化区域に編入される箇所の準工業地域が約0.2ha増となるものです。</p> <p>また、準工業地域に指定されている1万平方メートルを超える大規模集客施設の立地を制限する「大規模集客施設制限地区」の特別用途地区の変更も同時に行います。</p>

事務局	<p>資料9ページをお開きください。</p> <p>今後のスケジュールですが、区域区分と同様に、最終的には令和2年の10月に用途地域等の決定を予定しているところであります。</p> <p>以上で、北見都市計画用途地域等について説明を終わらせていただきます。</p>
事務局	<p>2. 北見都市計画下水道の見直しについて説明させていただきます。</p> <p>資料、10ページをご覧ください。</p> <p>(1)、概要についてであります。はじめに、北見都市計画下水道で定められている下水道は、処理場、及びポンプ場などの主要な施設、並びに排水区域を都市計画決定しております。</p> <p>近年では、人口減少などによる汚水量の減少などから、平成30年度には都市計画で定めている主要な管渠の変更を経て現在に至っております。</p> <p>今回は、先ほど、報告がありました、北見都市計画区域の区域区分の変更に伴いまして、北見都市計画下水道の排水区域を変更するものであります。</p> <p>次に、(2)、変更内容についてであります。市街化区域の境界の変更により、排水区域を約5ヘクタール縮小するものであります。</p> <p>変更となる箇所については、位置図を用いてご説明いたします。</p> <p>資料11ページをお開き願います。</p> <p>(4)、北見 都市計画 下水道の位置図についてであります。凡例を資料の右下に掲載しております。</p> <p>①から④、および都市計画排水区域については、都市計画の決定事項とされており、今回、拡大する区域を赤色、縮小する区域を青色で表示しております。</p> <p>変更箇所として、資料の右下、赤色の枠で表示した拡大図には、川東地区の縮小区域1か所を青色で表示し、図の左下、同じく赤枠で表示した拡大図には、広郷地区の拡大区域1か所を赤色で、上ところ地区の縮小区域3か所を青色で表示しております。</p> <p>資料10ページに お戻り願います。</p> <p>(3)、今後のスケジュールについてであります。本日の本審議会において、案のご報告をさせていただいたのち、本年8月には、案の縦覧、及び、本審議をしていただいたのちに、本年10月には、北見都市計画変更の告示 縦覧を予定しております。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
三上会長	<p>ただいま事務局より説明がございましたが、何か質問などがあればお</p>

三上会長	伺いたします。
委員一同	〔 な し 〕
三上会長	<p>他に質問が無いようですので、以上をもちまして本日の議題につきましてすべて終了となりました。</p> <p>事務局から他に何かございますか。</p>
事務局	<p>次回の審議会の開催につきましては、決まり次第ご連絡を差し上げたいと思いますのでよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、本日の審議会はこれで終了したいと思います。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。</p> <p>[終了]</p>